

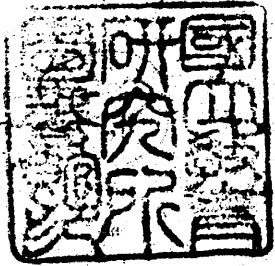
昭和二十三年六月

新制大學の基本構想

・ 6 - 6
14

日教組大學高専部

村上	50
----	----



一 新制大学の性格

新制大学設置に関しては、関係諸學校及文部當局の間で、既に着々企画が進行中であるが、依然旧弊を温存し、非民主的、反進歩的傾向が無意識の中に織り込まれ、理念も外廓も旧態のまま、安易に移行しようとする傾向が、往々看取せられるのを遺憾とする。新制は新生でなければならず、此の際思ひきつた勇断なくして、真に文化日本建設の陣頭に立つ大学の設置は希抵せられたい。

茲に日教組大学高専部は、各地の民主的意図を盛り、諸般の状勢を勘案し、数回に亘つて専門委員会を開いた結果、改めて「新制大学の性格」を再確認し、大学教育改革が此の方向に強力に推進せられる事を全國民に要望する。即ち

一 新制大学は、旧制大学、高専校、教員養成諸學校の何れと

も性格を異にした、全く新しい内容と形態とを持つたものでなければならぬ。

右の旧制諸学校は、半封建的日本社会構造の悪弊を多分に内包していたのであるが、旧制大学の持つていた専門學術探求の精神と、旧制専門諸学校の果した有為な職能人の養成と、旧制高校、教員養成諸学校の行つた一般教養の充實との、三者の長所を渾然一体として融合発展せしめる、全く新しい学園の形態を要求している。

(2)

二、新制大学に於ては、眞理と平和を希求し、普遍的な個性豊かな文化を創造し得る人間の育成が、本質的に把握されなければならない。

ここに於ける学園は、人間の爲、人類の平和と幸福との爲の学園であらなければならない。所謂学園の爲の学園というごと

き、國民の實生活からの遊離超然性は許されぬ。

三、新制大学に於ては、能力に應じた門戸開放、機会均等が確立されていなければならない。

大学を狭き門たらしめ、学園を民衆の眼の前で神秘化し、教育的年令構成を頂点の高いピラミッド型たらしめる事は、國民大衆をして一部指導者の魔術的言辭に眩惑せしめ、フアツシヨ独裁を実現するに役立つのみである。

(3)

四、新制大学は平等に四年制を修学最低年限とするものでなければならぬ。第一項の内容を実現する爲には、最低四年制を受ける事は明らかである。一年、二年、三年で大学を去ることは、總て中途退学であらなければならない。このに、教員養成の学校のみ、三年制を以て一応の完成コースである如く、学科課程も形態も送りあげられ、その事があるならば、斷固反対しなければならない。

五、新制大学は、社会に於ける有能なる職能人の養成を目的としてなければならない。

新制大学卒業生は、當然社会に於て何らかの職能人としてその職域に奉仕すべきものであるが故に、職域を目的として予想しない、短目的なる教養大学の如きものは許されな  
い、専門學術の最高水準は、大学専攻科及大学院で確保さ  
るべきものである。

六、新制大学に於ては、國民大衆の生活から遊離した學問上の  
實利主義が打破されなければならぬ。

こゝに於ける學問は、實社会の实用性が重視されなければ  
ならぬ。即ち例えは、公衆衛生を中心とする医学、学校  
行政、ケマーナリズム、労働問題、一般行政、応用工学等  
の新分野の開拓が強力に進められなければならない。

七、新制大学は、卒業に伴う一切の形式的特権を認めるもので  
あつてはならない。

新制大学の教育は、実力主義、能力主義を主眼とすべきも  
のであり、旧制官立大学卒業生が享有した如き、内実を起  
えた優先的特権的待遇は拂拭是正されなければならない。  
学術的傾向も、この空名の特権に拘束する。新制大学が  
単位取得制度であるが故に、大学基準に示された最低所要單  
位を隨時諸方の大学に於て取得でき得るとき組織である  
事が意図されなければならない。

八、新制大学は、その研究、教授上に、封建的体制を存置する  
ものであつてはならない。

旧制大学が持つていた独善的なる教授会組織、講座制によ  
る封建的徒弟制度は、遂に完全に打破されなければならない。  
い、而して、眞に実力主義による公用的民主的なる教授の  
自由任用制度が確立されなければならない。

(4)

(5)

九、新制大學に於ては、その教育的重要性に於て、一般教養課程が高く評価されなければならぬ。

一 旧制大學の教授の中には、新制大學に於ける一般教養の何たるかを解せず、之を旧制の大學予科的、高次のなるものと誤認している者の多い事は遺憾である。一般教養は大學四年間に亘つて、専門課程の深化に従ひその裏付けとして段階的に綴り込まるべきものであり、学生にとって専門職能人たる爲の生活的核心をなすものでなければならぬ。

六、新制大學に於ては、教授の経済的安定及學園の學問的自由が確立されなければならぬ。

大學教授が名誉的地位として、その肩書を賣物にする副收入を主たる生計の道となした如き、従来の貧弱なる経済的待遇は、如何程研究の進歩を妨げ、有爲な人材を長期徒弟

期間から去りしめたる量り知れぬ。経済的安定と學問の自由とが表裏一体となつて、眞に民主的なる民族文化は繁榮するであろう。

## 二 新制大學教授の要件

新制大學の教授資格に就いては、大學基準運用要項に、四項目として挙げられている。然し乍らこれらは飽く迄外面的形式的规定であり、人物の現在よりする將來性の展望といわんより、より多く過去の遺業に重きを置いてゐる。われわれはこれらに更に次の五項の内容的规定が附加考査せられることを要望する。

一 教授は専門家であると同時に、眞に民主的市民でなければならぬ。

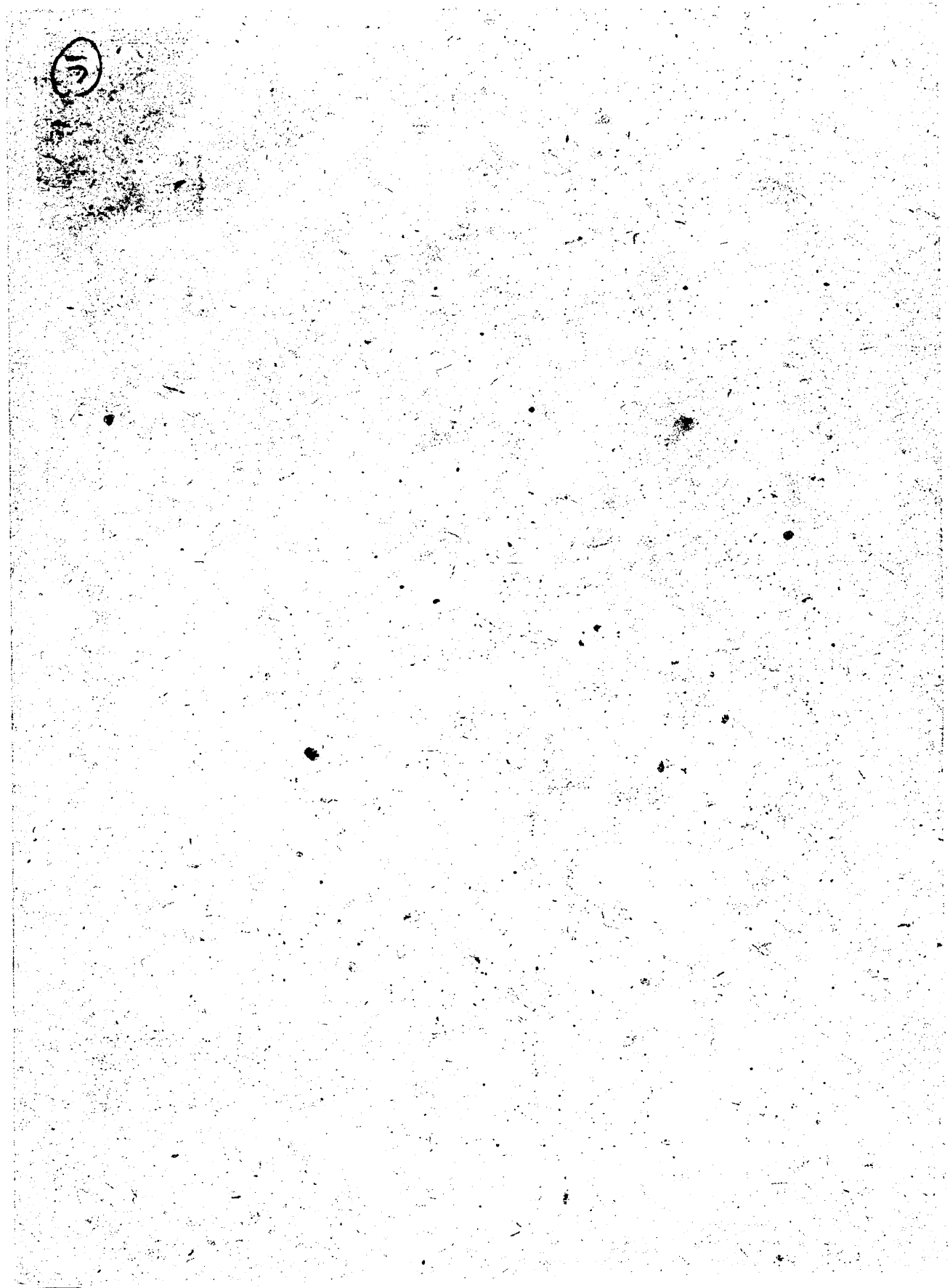
二 教授は新時代の感覺を具備するものでなければならぬ。

三 教授は人格的指導力と陶冶能力とを持つたものでなければならぬ。

四 教授は国民が學術の進歩発展を期待し得るものでなければならぬ。

五 教授はその研究及教授の能力に於て、学園内外の自由なる批判に應え得るものでなければならぬ。

(附) 教授の銜階に當つては、前記五項目に照して、充分人物に本位に考慮せられるはならぬ。即ち旧制大学にあつた者と、旧制高等校教員養成諸学校にあつた者との間には、職務目標、設備、時間的余裕等、研究遂行上の難易に於て著しい差別の存した事は、充分反省の材料とされなければならぬ。



VI - 14